

Title	蠟山政道著『比較政治機構論』
Sub Title	"The comparative study of political mechanism" by M. Royama
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.11 (1951. 11) ,p.54- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19511125-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平等の原則、非獨立國の形相、國家存立の開始、國家存在の存續と終了。國家領域の項では、領域權、領域取得の態様、領域に對する權利、領水、領空。國家の裁判權の項では、領水、公船、港、空、内陸水路の裁判權、外國主權者及び外交官の免除、在留外人に對する裁判權、刑事裁判權の制限、公海における裁判權。條約の項では、その成立と廢棄。國際紛争と國際的秩序の保持の項は解決の平和的方法、仲裁及び司法的解決とその制限、周旋、居中調停、和解、連盟規約及び連合憲章に基づく解決。國際法と強制手段の項では干涉、自衛、復仇。を處理し、平時國際法に關する諸問題の殆どすべてを取扱つてゐる。本書は教科書の類ではなく、入門書であり、殊に廣く法學を學ぼうとする學生諸君及び國際關係において法が當む何らかの理想的地位を期待している専門家以外の方を對象として書かれたものと、ブライアリ教授は序文で述べてゐる。だが此の入門書から得られる種種の知識は、歴史に深い考慮を、哲學に深い思索を、そして現代國際關係の姿を如實に體得せしめるに價いするものである。勿論その基礎理論は、所謂大陸的に見れば法論理的檢討に不充分なものがあるかも知れないが、英國的な國際法の基礎理論の解明は充分に行われてゐる。かかる理論よりも諸國家の法的關係に理知的な理解を與える事によつて、よりよき國際社會の發展に大きな期待をかけようとするブライアリ教授の意圖は充分に了解されるであらう。

云わば、國際社會の健全な發展に個人と國家の努力を求める建設的な著作の一つとして、その價值は高く評價されるであらう。

(中村 光)

尙本稿執筆後、英國國際法年報(一九四九)が到着した。此の年報において、R. Y. シュニングス氏(R. Y. Jennings)が本書第四版についてその全體としての均衡と明晰さを讃え、國際労働機關の項に僅かの批判を加えて書評を行つてゐる事を附記して置く。

蠟山政道著

『比較政治機構論』

一 先に「日本における近代政治學の發達」なる勞作を著はされた著者は、その序文に於いて、「政治學の再建の根本問題は資料の側ではなくて、むしろ政治學の構造とその重心を決定する方法論にある。」そして「その重心を何處に求めて、その構造的諸要素の配置編成をいかに實行するかにある。恐らく、政治權力の構造と機能との相關々係にその重心が求められるべきことについては多くの異見はあるまいと思う。」と述べられ更に「政治權力の一定の制度化と機構化を前提とする政府論の研究である。それには近代民主主義の最も安定化している米國の如く、政府論を以て國家論や政治學の殆んどすべてを蔽うてしまふわけにはゆくまいが、それにしてもイデオロギ一の相剋と複雑な諸要素の動的把握に苦しみ、諸社會科學乃至人文科學の自由な討議に惱まされる政治權力論の領域に止まつてはならないと思う。」(蠟山氏「日本における近代政治學の發達」序文八頁)と述べられて居り此の問題提起に對する著者自からの一解答として、此の「比較政治機構論」は意圖されたと考へられる。即ち「現代政治學におけるイデ

オロギー的對立を超えて、多少たりとも科學的方法に近づかんとする場合には、比較方法の研究は確かにその一つの方法といえるであろう。「本書は、此の現代政治の變貌と對立とを、政治機構の觀點にその座標を求めて比較研究したものである。」(三頁)と主張されている。

政治學の科學的性格が云々せられ、その固有の方法論が重視されている今日、當書はその要望に應じうる勞作であるものと筆者は考へる。

本書は四章に分けてあり、その細目に關しては、後に紹介を試みるが、當初に著者の意味する「政治機構」の概念について少々前言の必要を感じる。著者は「政治機構は政治權力と政治機能との客觀的媒介であり、相關的な表現であるが故に、實在と觀念とのいずれの一方にも偏することなく、兩者の綜合より成る具體的な基準を適用しうる」(三頁)ものとして「政治機構」の概念を把握されている。

即ち、從來の獨逸國家學—G・イェリネックを以て代表される—に於ける政治機構論の停滞性を打破し、より擴充化する意味での政治機構の概念を指向して居られるのである。換言せば「日本で政府というと、普通立法府に對して行政府を指すが、本來立法も司法も行政もみな重要な政治機構である。そういうものを一切含めた意味でのガザアメントというもの」(日本政治學會七年報政治學七八頁)の意味において、政治機構を定義解釋せんとする試みである。此の示唆によつても明らかになく、政治機構という社會科學上の用語は從來においては、靜態的な構成とか構造(Konstruktion)とかの意味に解していたのであり、決して「政治權力と政治機能との客觀的媒介」體としての動

態的概念を意味していたとは思はれない。著者は、此の様な動態的概念を内在している「政治機構」に政治現象分析の座標を求めて、著者の意味する「政府學建設」への一契機を本書に託されたと筆者は解するものである。

更に又、本書は以上の意味での「政治機構」を中心とした種種の政治體制の比較研究であると共に、古代より現代に至る政治學史である。換言せば、ギリシヤ以來の政治學史の従の面を政治機構の一貫した觀點より分析せられたものである。

二 第一章は、「ギリシヤ、ローマおよび中世における政治機構論の概觀」と表題され、それは更に三節に分れている。先ず(一)はギリシヤ政治學として、ヘロドトス、プラトン、アリストテレスによる國家分類論が詳論され、プラトンの分類論はその「理想國」(Politeia)におけるものは「ソクラテスの倫理的な價值觀念にもとづく分類基準をさらに系統的に發展」(四頁)したにとどまつて居り、プラトン自身の積極的なものはその「政治家」(Politikos)において展開され、ここにおける特徴は「分類された國制順位は『理想國』の場合と異つて立憲民主制が從來より高く評價」(六頁)されて居り、更に「法律」(Nomoi)においては、「法を尊重する君主制と、法を尊重する民主制とを結合する混合體制が、提唱」(七頁)され民主主義に對するプラトンの價值觀が一層高次に評價された事を述べてある。「アリストテレスはすでに現實的な經驗國家の考察に重きをおいていたので、現實に存在していたオリギーやデモクラシーの分析から、プラトンのような觀念的な取扱ひに養成しえなかつた」(九頁)ものとして「觀念の絶對性を排斥すると共に、メカニズムを見た

けで政治形態は分らぬ、むしろそれに滲透している精神によつて判断(一九頁)すべきであるとするアリストテレスの所説に對する從來の通説―即ち彼も一般に混合形態論者であるとの―を批判して居られる。次いで「ギリシヤ國家分類論の總括的意義」において、「近代法律學者が古代國家學の國家分類論の影響を受けて、そこからイェリネック自身の如く國家意思の形成の仕方 (der Art der staatlichen Willensbildung) という概念を導入し、これに法律學的構成を與へた如きは、法律學的に見て一つの貢獻ではあるが、政治學的に見ると、甚だ形式論となる弊害を與えた」(三四頁)事を述べて居られる。即ちギリシヤの國家分類論は形式的な機構分類でなく、政治理論そのものから分析發展せしめられたものである事を力説して居られるのである。次いで(二)「ローマ帝國および古ローマ教會時代における政治機構論」の節においては、ローマがギリシヤの思惟によつて支配されていた共和制時代の國家分類論として、ポリュビオス、キケロを擧げ、ポリュビオスが「ギリシヤ的國家分類論をローマ共和國の國制に適用したとき、それが國家機構論よりも政府機構論」(二八頁)に發展した事實は甚だ興味ある問題であるとし、キケロにおいては「權力抑制均衡の理論はポリュビオスのそれより遙かにローマの現實に即し、しかも洗練された」(二九頁)ものであつたと評されている。然して政治的社會的構造上、ローマがギリシヤのそれと異つてゐるという事實に即し、ギリシヤの思惟より離脱して獨特の理論を展開したのは、著者によれば「帝國」(Imperium)なる政治概念が生じて來て以後の事であるとされ、その帝國觀念の背景に現實的に存在する行政的帝國組織の特徴を次の如く述べて居られ

る。「この行政的帝國組織は、その構造的要素たる多岐多様な職務に關する法令という形式によつてその觀念的表現を見出し、ギリシヤの都市國家に見られなかつた政治的機構を生み出した」(二〇頁)とされローマ帝國が法制及び法理論において發展したにも係らず、政治學の成長の見られなかつたのは「自由な意思の認められないところには、法律理論は生れても政治理論は生れぬ」(二二頁)と述べ政治學成立の與件として自發的な社會的意思の必要を述べて居られる。次いで著者は「ローマ教會の政治組織」の項においてトマス・アクイナスを「中世における帝國理論の完成と崩壞」の項においてダンテ、マルシリウスの政治思想とその機構論を詳述され「中世政治機構論の總括的意義」として「帝國理論の完成」を擧げて居られる。而して此の「帝國理論」の崩壞に關しJ・ブライスの説を引用して「中世的帝國世界は、民族性、貴族制及び人民自由の三原理」の原理的相互矛盾性を内在せしめていた事を指摘されている。

三 第三章は「近代における政治機構論の基本的發展」と命題されておき、それも「近代主權國家そのものの權力的な獨立のために積極的または消極的に中世的政治機構との袂別に重點」(三九頁)をおく事を必要としたルネッサンス及びリホーメーションにおける政治機構論の動向と、「近代國家そのものの政治機構」としての論議の行はれた啓蒙思潮の二段階に分けて思考されている。先ず第一段階においては、マキアヴェリの理論について「マキアヴェリが政治權力と政治機構との間に一定の構造的連關を明らかにしたことは甚だ卓見であるが、その連關の把握は相對主義的で決して基本的でなく特定の視點からなされており、甚だ狭きに失する」(四三頁)と評され、

次いでポードン—Les Politicusの代表として—を述べ更に「反君主制論の有力な一つの源泉はカルヴァンにある」(四八頁)とされてカルヴィニズムの佛蘭西における發展としてのユグノー派の政治思想を述べ、最後にホッパスが「政治權力は一個の有機體たる政治的單位を構成する」(五三頁)との主張を取擧げ、レヴァイアサンの意義を「世俗的な近代國家が完全に構想せられたといえよう」(五三頁)と此の段階の諸政治思想の特色を述べられている。第二段階は啓蒙思潮期の政治機構に關してであり「この時代における政治機構論の特徴は、合理主義的な個人的自由の實現またはその保障という觀點を離れて理解できぬ」(五五頁)とされ、J・ロックの「政府二論」(Two Treatises concerning Government 1689)を取擧げ、モンテスキューの政體原理と権力分立論の意義については「彼の學說において學ぶべき點は、この構造的性質から政體の原理、即ちその政治的發條としての心理的性質を分析したこと、同時に、さらに一步を進めて、その原理によつて政府諸機構の相互關係が規定せらるべきことを發見したことにある」(六三頁)と彼の政體の分類原理の獨創的見解について述べて居られる。J・J・ルッソーについてはその「民約論」における「一般意思」の概念及び「主権者」の概念について論をすすめられ「彼の理論は、主権者—政府—國家という論理的な圖式が成立つ。この論理的圖式は、國家なるものが一方において主権または一般意思の論理と、他方において權力の實體たる政府の事實との兩者、簡単に價值と實力から成立することを示しており、政治に關する哲學的および社會學的考察とを分岐せしめる端緒」(七二頁)となつた事を述べて居られる。

四 第三章は「國民的形態における政治機構論の成立」と題されて居り、前章における各政治學説が「西歐社會の共有財産として各國に廣い影響」(七四頁)を與えたが之らも未だ不明確な諸懸案を内包してその實際的基礎の未成立が問題であつた。それらに一連の解決を與へたのは英、米、佛、における「近代民主革命」である、とされて先ずイギリスより論を起されている。即ち、一六八八年の無血革命によつて一應基礎條件を得たイギリスもその議院内閣制は種々の條件を必要とする所以を説かれ、その議會制度の基礎理論として「議會制度の民主化は個人權の確立に伴われる政治現象である。イギリスにおいてこの思想的變革に資した思潮は複雑多岐であるが、その中で最も影響力をもつに至つたのは「功利」(utility)の觀念であつた」(八二頁)とベンサム・ミル父子の功利主義政治理論を擧げ、これらによつて「ロックやルッソー以來の近代政治理論は政治機構の具體的裏付けがなされた。」(九三頁)と述べられている。アメリカ革命の項においては、簡明にその政治史的背景を敘述され、アメリカ革命の成否決定の鍵とも云うべき「憲法論争」における、ハミルトン、マディソン、ジェシーの執筆よりなる「フェデラリスト」(The Federalist)の意義を、著者は「これは憲法論争を指導した生きた實踐の文書であり、憲法の最良の註釋書であるばかりでなく、本書の主題たる政治機構に關する理論的研究たる觀點からしても世界最大書」(一〇一頁)と評されてその内容に關し記述してある。次いでフランス革命の項においてはシイエス、コンドルセ、ペーン等の革命に與えた思想的貢獻を述べ、第三共和國の成立に言及して居られる。以上の三國の近代的政治機構が、その民主革命によつて

成就されたに反し、獨乙、日本は此の民主革命の不徹底性より派生して特殊形態を形成したものとされ、まず獨乙は「その國民國家と觀念哲學の國家學說の內面的相互關係の緊密性を指摘し、カント、フイヒテ、ヘーゲルの學說を述べ、更に獨乙の自由主義學說の一系統としてグナイスト、ブルンチュリ、イェリネックの法治國家論を擧げて居られる。我國はその政治形態の特殊性より派生するものとして「國體」「政體」に關する論議を詳論され、政治學における「政治機構論」の貧困を指摘されている。

五 最後は第四章「現代における政治機構の比較」と命題され代表制デモクラシー、ファツシズム、共產主義の各政治機構について論ぜられ、現代政治が前世紀に比して著しい變貌をとげ、世界政治の極度の緊張を惹起した根本的原因の究明には、現代諸政治機構の比較検討を要する旨を前言され、先ずその比較基準を擧げられている。その「第一は、現代における政治機能の増大とその政治機構に及ぼせる影響または關係である」(二八六頁)と政治機能の増大に基準を据えられる。「第二は、政治權力の構造的基礎における變化ということ」(二八八頁)に第二の主要基準を置かれ他の二基準と併せて各節ごとに比較されている。即ち第一節代表制デモクラシーの政治機構においては、J・ブライスの「近代民主政治」(Modern Democracies)による所説を引用されデモクラシーが、産業革命より派生する諸々の經濟的機能の増大に對處して如何に之を處理すべきか、即ちイギリス労働黨の成立―イギリス社會主義の形成―の事實を擧げ「この現象は一に國家の經濟的社會的機能の積極的發揮を前提とする政治機構の改革とならざるをえないが、果してそれが議會制度の

下で解決できるかの問題を提起するに至つた」(二九五頁)と述べられ又アメリカにおける「大統領の執行權の強化、スポイル・システム」の制限による行政改革および連邦政府の機能擴充」(二九六頁)も代表制民主主義の基礎構造の變化を意味するものであつて「民主制」と經濟機能の擴大」との二律背反の問題を思考されている。且又、計畫經濟機構の發展を民主制機構によつて如何に處理するかも問題視され、その解決方式を述べられている。第二節ファツシズムの政治機構においては、イタリヤや、ドイツの危機政治構造の分析より運動勃發の條件を考察され「獨裁制の政治機構としての本質的特徴」として「人民意思を究極的に國家意思と認めるかいなかの區別が政治機構の上に表現されるとき、それは責任制度の有無となつて現われる」(三二八頁)と述べその民主制と異なる所以を政治的過程―自由なる討議と自由なる意思の表明―に思考されている。第三節共產主義の政治機構はロシア革命の背景を論ぜられ「ロシアにおいてはプロレタリア階級こそ、ロシア的土着性を有し、しかも獨創的な政治權力とその機構を生み出した唯一の階級」(三四〇頁)であつたとされプロレタリア階級の革命的役割を述べ、ソヴェト機構と民主的中央集權主義の內在的矛盾を指摘され、スターリン憲法における代表的獨裁制の意圖する所と代表制民主主義との本質的相異を次の三點において論考されている。即ち、「第一は、最高會議における兩院の合同會議において幹部會(Presidentium)を任命し、これに最高會議の全權を事實上委ねたことである(第四八一―四九條)(三五二頁)」「第二に、その最高會議の、したがつてその任命にかかる幹部會を構成する議員なるものは依然として一定の資格、すなはちプロレタリア諸

團體の推薦を受けたものでなければならぬ」(第一四一條)(二五三頁)「第三に、共產黨以外の政黨は認められぬ」(第一二六條)(二五三頁)と述べ、「スターリン憲法がいかにその代表的基礎を擴大しようとも、この一黨專制の存する限り、それは一種の全體主義であり、獨裁政治である」(二五三頁)ことを指摘して居られる。更に今次大戰後のコミンフォルムの結成や東歐人民々主義諸國に關して「これらの國々における共產黨政權を軍事的に政治的に直接支配することはロシヤ革命の土着的眞理を超えた一種の帝國主義とも見られる政治的理由に驅られたものといわなくてはならない。或いはロシヤにおける共產黨政權の特殊性を、新民主主義または人民民主主義というような概念によつて、不當に一般化する傾向があり——階級理論の行きすぎである」と所謂ソヴェト的デモクラシーなる概念の内的矛盾性を指摘して居られる。以上未熟な紹介を試みたが著者の眞意の存する所と背反せば深くお詫する次第である。(多田眞鋤)

原 龍之助著

『地方行政改革の基本問題』

——行政事務の再配分を中心として——

日本國憲法の制定に伴ひ此の憲法の精神を具現化する爲制定せられた地方自治法もその施行をみてより既に四年。その間關係法規と共に幾多の改正を経たが解釋法學的見地よりすれば一應問題の所在が限定された。然し新憲法により表明された理想も地方自治に關す

紹介と批評

る傳統極めて淺く且つ内的外的諸原因に依りあわたくしく制度化された地方自治制度に對し今日日本の現状に即し且つ憲法に唱ふる理念に則る制度の確立へと研究の對象の推移をみるのも又當然といわねばならぬ。此の時に當り年來地方行政事務配分の問題に付き學理及實際の兩方面より研究せられてきた著者がその學識の一端を本書に託して公にせられたことは誠に有意義なことといはねばならぬ。

本書は五篇の論文及び附録より構成され第一章に於ては「地方公共團體の事務の範圍」と題し舊憲法時代より盛に争はれた固有事務委任事務及び地方自治法で新たに問題となつた行政事務の區別を主として論ぜられるのであるが、之に先立ち地方自治權の本質に付き自然法的及び法律實證主義的學說を擧げ且つ從來の諸說(新舊兩憲法下の)を引用しつゝ新舊地方自治權の本質的差異を明確にし、新憲法下の地方自治權は超實定法的存在として認めるが實定法解釋論としては憲法第二條の「地方自治の本旨」により代表される地方自治權は常に國家と相關々係に立つが故に「新憲法のもとにおける地方自治も決して絶對的なものでなく、當然に國家の存在を豫想した相對的な觀念として理解されねばならぬ。従つて新憲法が地方團體に廣汎な自治權を認めていても、國家内の地方團體の自治權は、法律構成上は少くとも國家から與へられた權利と解すべきであり、その範圍は、専ら行政作用の分配に關する國家の意思によつて定まるものといわねばならぬ。(中略)地方公共團體が國家の存在を豫想した相對的なものであり、その事務はすべて國法にのみその存立の根據を有し、國法によつて地方公共團體に委任した事務と考えなくてはならぬとすれば、委任事務から區別する固有事務の概念を理由づ

五九